

7 字 監 第 22 号
令和7年 8月20日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計決算の審査意見
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項及び宇美町監査基準（令和2年告示第1号）第15条の規定により審査に付された令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年度 宇美町流域関連公共下水道事業会計決算審査意見書

1. 審査の対象

令和 6 年度 宇美町流域関連公共下水道事業会計決算

2. 審査の時期

令和 7 年 7 月 10 日、8 月 7 日（2 日間）

3. 審査の着眼点

決算書が関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているかなどを審査した。

4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、多々良川流域 6 町との比較などを行い、審査を実施した。

5. 審査の結果

令和 6 年度の宇美町流域関連公共下水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について審査した結果、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

6. 決算の概要

(1) 総 括

令和 6 年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算額は次のとおりである。

収益的収支		(消費税及び地方消費税込)	(消費税及び地方消費税抜)
下水道事業収益	A	9 億 9,453 万 875 円	9 億 4,835 万 634 円
下水道事業費用	B	8 億 8,118 万 8,937 円	8 億 2,773 万 8,323 円
収支差引 (A-B)	C	1 億 1,334 万 1,938 円	1 億 2,061 万 2,311 円
資本的収支		(消費税及び地方消費税込)	
資本的収入	A	5 億 3,389 万 6,100 円	
資本的支出	B	7 億 1,597 万 1,758 円	
収支差引 (A-B)	C	△1 億 8,207 万 5,658 円	

前年度との比較では収益的収入 5,882 万 23 円 (6.3%) 増、収益的支出 3,740 万 8,617 円 (4.4%) 増、資本的収入 4,326 万 9,500 円 (7.5%) 減、資本的支出 2 億 1,376 万 9,351 円 (23.0%) 減となっている。

純利益は 1 億 2,061 万 2,311 円、これに令和 5 年度からの繰越利益剰余金 2 億 9,833 万 645 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 4 億 1,894 万 2,956 円となり、令和 7 年度に繰り越す計画となっている。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 8,207 万 5,658 円は、現年度分損益勘定留保資金で全て補填されている。

(2) 歳入の状況

【収益的収入】

収益的収入の増減の内訳は、営業収益が前年度比 4,987 万 5,850 円 (6.8%) 増の 7 億 8,718 万 2,440 円、営業外収益が前年度比 894 万 4,173 円 (4.5%) 増の 2 億 734 万 8,435 円、特別利益は 0 円で増減なしとなった。

営業収益の増収は人件費や企業債利息などに対する一般会計からの負担金である他会計負担金の増が、営業外収益の増収は減価償却費に対する国庫補助金などの収入見合い額の長期前受金戻入の増が主なものである。

【資本的収入】

資本的収入が減額となった主な要因は、企業債、社会資本整備総合交付金などの国庫補助金及び下水道事業受益者負担金の減によるものである。

(3) 歳出の状況

【収益的支出】

収益的支出の増減の内訳は、営業費用が前年度比 3,022 万 2,544 円 (4.0%) 増の 7 億 8,164 万 4,777 円、営業外費用は 718 万 6,073 円 (7.8%) 増の 9,954 万 4,160 円であった。

営業費用が増額となった主な要因は流域下水道維持管理負担金、総係費の使用料賦課徴収事務負担金、下水道事業受益者負担金前納報奨金の増によるもので、営業外費用が増額となった主な要因は令和 6 年度事業の消費税等納付額である消費税及び地方消費税の増によるものである。

【資本的支出】

資本的支出が減額となった主な要因は、建設改良費の減によるものであり、前年度は繰越工事により建設改良費が増加していたが、令和 6 年度は単年度工事のみであったため減少している。企業債償還金では、償還額は減少傾向にあるものの、整備事業の縮小により新規借入を抑制してきたことで、起債残高は減少している。

7. 審査の意見

令和 6 年度の整備実績は、第 32 期 3.8ha が供用開始され、処理区域面積は全体で 709.6ha となり、下水道普及率は 92.8%となっている。また、全体計画に対する整備面積率は 69.4%となった。

下水道使用料収入は、990 万 9,850 円の増収となった。これは、水道使用量の一時的な増加によるものと分析されているが、今後の見通しとしては、上水道使用料と同様、使用量の増加は見込めないため、下水道整備に対する期待が大きい地域の整備工事を進めるとともに、処理区域内で下水道に接続されていない家庭、事業者及び官公署などに対し積極的に働きかけ、水洗化を促進していただきたい。

多々良川流域下水道事業に対する汚水処理費の負担金は、令和 6 年度も引き続き 100 円/㎡であったが、多々良川浄化センターの運営委託料が増加したため令和 5 年度の処理場の赤字負担金として、2,688 万 3,092 円追加で支払うこととなった。負担金単価は、今後も物価高騰の影響などにより赤字負担金の発生が見込まれるため、令和 7 年度から負担金単価の引き上げを認め 106 円/㎡に改定となる。これにより、令和 7 年度以降の赤字負担金は発生しない予測ではあるが、今後も流域下水道の経営状況の把握に努められ、負担金単価の減額に向けた協議を行っていただきたい。

また、健全な財政運営及び町民負担の公平性の観点からも、収納対策室と連携を行い適正な債権管理の推進に引き続き努められたい。同時に、効率的な整備事業の実施、水洗化の啓発による収入の確保や経費節減を心掛けてほしい。